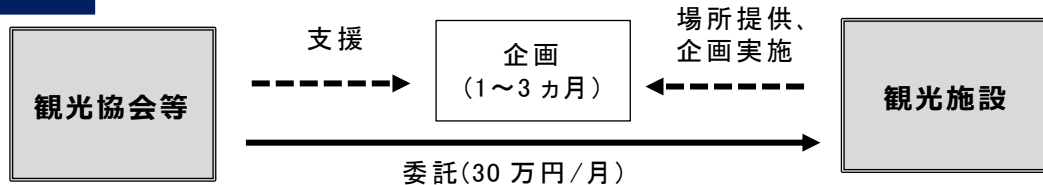




遊休観光施設を活用し、観光 PR 等を実施する県内事業者を募集しています！

本事業は、新型コロナウイルスの影響により、**県外からの団体ツアーの受入れが激減するなど厳しい状況にある主要観光拠点及び観光体験を実施している施設**について、**当該施設の一部及び人材を活用し**、観光協会と連携し、期間を限定して**観光 PR 等を実施**していただくものです。

◎実施体制



※本事業にかかる費用(委託費及び観光協会等事務費)については、県から観光協会に補助

◎企画の内容

- (1) 県・観光協会が提供するパンフレット等の設置
- (2) 観光や地域活性化につながる企画のうち、以下のいずれかの事業
 - ① 観光資源・特産品の魅力を活かした企画展示
 - ② 小規模の体験・イベント
 - ③ その他、知事が特に必要と認める事業

<企画イメージ>



企画展示



小規模の体験・イベント



観光ポスター・イベント案内の掲示

◎委託先となる観光施設

県外からの団体ツアーの受入れが激減するなど厳しい状況にある**主要観光拠点及び観光体験（有料）を実施している施設**

※対象施設の要件の詳細は、裏面をご確認ください。

※下記施設は本事業の対象施設には**含まれません**。

商業施設(道の駅及びこれに準ずるもの(海の駅や道の駅と類似する目的・機能を持つもので大規模駐車場(2,000 m²以上)を有するものを除く)、飲食店・小売店(主に観光客を対象とした観光体験(有料)を実施するものやその店舗自体を目的とした団体観光客を恒常的に受け入れているものを除く)、宿泊施設、入浴施設、寺社、運動施設、公園(観光施設(有料)を有するものを除く)、公立文化施設(ホール・会議室等の利用者数を含めず、別途観光施設(有料)の利用者数があるものを除く)、キャンプ場、屋外、県有施設又は県の外郭団体が運営する施設、市町村直営施設

詳細については、各地域の観光協会までお問い合わせください。

＜対象施設の要件＞

観光協会等が、事業を委託し、又は請け負わせる観光施設は、次の全てに該当しなければならない。

- (1) 令和元年（事業年度）において、当該施設を観光客の利用（年間 1 万人以上又は観光体験（有料）を行っている場合は年間 500 人以上（専ら外国人を対象とするものの場合 100 人以上））に供することにより、90 万円以上の事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、委託事業の実施期間（原則、令和 3 年 9 月から 11 月までとし、これにより難い場合は、令和 3 年 9 月から 12 月までの任意の 1 ～ 3 か月（月単位）とする）に当該施設の一部又は全部が遊休状態にあり、当該事業の用に供することが可能であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年 1 月から 6 月までの間に、以下のいずれかにあてはまること。
 - ① いずれか 1 か月の事業収入が前年又は前々年の同じ月と比較して 50% 以上減少していること
 - ② 連続する 3 か月の事業収入の合計が前年又は前々年の同じ期間の合計と比較して 30% 以上減少していること